

○国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科保健科学専攻履修細則

平成 27 年 3 月 18 日
細 則 第 2 号

国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科保健科学専攻履修細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）及び国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程（平成 22 年規程第 7 号。以下「大学院履修規程」という。）に規定するもののほか、保健科学専攻の履修コースにおける履修要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(履修要件)

第 2 条 保健科学専攻における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基盤科目においては、必修科目として、履修するコースが開設した「保健科学セミナー」2 単位を含め、鍼灸学コース及び理学療法学コースは、2 単位以上を、情報システム学コースは、6 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門科目においては、履修するコースが開設した授業科目について、鍼灸学コースは、医療系コース共通科目から 6 単位以上を、コース指定選択科目から 14 単位以上を、理学療法学コースは、医療系コース共通科目から 8 単位以上を、コース指定選択科目から 12 単位以上を、情報システム学コースは、コース指定選択科目から 16 単位以上を修得しなければならない。

(その他)

第 3 条 専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、修了に必要な単位としては認めない。
- 3 この細則に規定するもののほか、学則 59 条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法並びに学則第 67 条第 1 項に規定する早期修了要件に関し必要な事項は、専攻教授会において、別に定める。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。